

さがみはら都市経営ビジョン

アクションプラン

平成22年7月
相模原市

都市経営ビジョン・アクションプランの見直しについて

1 見直しの背景

平成17年4月に策定した『さがみはら都市経営ビジョン』は、従来の『新相模原市行政改革大綱』の基本理念を継承し、『新世紀さがみはらプラン』を着実に推進するための中長期的な経営指針として位置付け、本市の持続的な発展を目指して、市民と行政が一体となって継続的・計画的に都市経営に取り組んできたものである。この都市経営ビジョンに基づく改革を着実に推進するため、平成17年度から平成22年度までの6年間の計画期間とするアクションプラン（行動計画）に基づいて取組みを進めてきた。

この間、平成18年・19年の津久井4町との合併により、都市としての形態が変わるとともに、平成22年4月の政令指定都市への移行、同じく平成22年度からスタートの『新・相模原市総合計画』との整合を図る必要があること、また、策定から4年が経過し、取組項目結果についての評価・検証・見直しが必要となっていることから、平成22年度までの計画期間を1年前倒しして、アクションプランの見直しを実施し、取組みを推進することとした。

2 見直しのポイント

- (1) より解りやすいプランとするため、個々の具体的な取組みについて、達成期限を明示した達成目標を設定するとともに、数値化・指標化した目標値の設定に努めた。
- (2) 現行のアクションプランについて、評価・検証を実施し、検証結果の精査を踏まえ、発展継続するもの、取組みを統合するものなど、見直し後のアクションプランに反映した。
- (3) 庁内分権の推進を図るとともに、取組項目への責任を明確化するため局による進行管理形態を導入する。

さがみはら都市経営ビジョン・アクションプラン改定案体系図

〈基本目標〉	〈基本的な視点〉	〈取組みの基本方向〉	〈管理〉	〈取組No.〉	〈取組項目〉	〈所管局〉	〈頁〉	〈変更年度〉
視点Ⅰ 深い絆！信頼と英知で未来を拓く パートナーシップの推進 （協働と分権）	行政の活動範囲の明確化 都市内分権の推進 行政の活動範囲の明確化 団体支援の見直し（補助制度） 団体支援の見直し（団体事務局事務） 公益的法人等のあり方の見直し 受益者負担の適正化	局	01	（仮称）市民協働推進条例の制定	企画市民局	5		
		局	02	市民活動サポートセンターの機能強化	企画市民局	5		
		局	03	地球温暖化対策推進のための基金の活用	環境経済局	6		
		局	04	市民協働による河川・道路の環境維持の推進	都市建設局	6		
		局	05	応急手当の普及啓発	消防局	7		
		局	06	市民自治の仕組みの構築	企画市民局	7		
		委	07	事業仕分けの実施	企画市民局	8		
		局	08	「補助金の見直し基準」の見直し	企画市民局	8		
		委	09	関与の基準による団体事務局事務の適正化の実施	企画市民局	9		
		局	10	団体に対する新たな支援策への転換	企画市民局	9		
局	11	団体に対する新たな支援策への転換（相模原市観光協会）	環境経済局	10				
局	12	公益的法人等のあり方の見直し	企画市民局	10				
局	13	（仮称）改革プランに基づく市からの委託の見直し	企画市民局	11				
局	14	（仮称）改革プランに基づく公益的法人等の再委託の検証	企画市民局	11				
局	15	（仮称）改革プランに基づく市からの補助金の見直し	企画市民局	12				
委	16	受益者負担の基準の明確化	企画市民局	12				
委	17	使用料・手数料の定期見直し	企画市民局	13				
委	18	利用料金見直し基準の策定による指定管理者制度の活性化	企画市民局	13				
委	19	新たな受益者負担の導入	企画市民局	14	H23			
視点Ⅱ とことん追求！最大の市民満足が得られる公共サービスの提供 （最少経費で最大効果のサービス）	行政評価制度の確立と戦略的な都市経営の推進 民間開放の推進 電子市役所の実現 窓口サービス等の向上 公共施設の計画的な整備・保全 職員数の適正管理 組織及び人事制度の見直し	局	20	新・相模原市総合計画におけるPDCAサイクルの確立と推進	企画市民局	17		
		局	21	市民満足度調査の活用	企画市民局	17		
		局	22	市民納得度調査の導入検討	企画市民局	18		
		委	23	局制を活用した効果的な都市経営の推進	企画市民局	18		
		局	24	新たな政策決定支援体制の導入・活用	企画市民局	19		
		局	25	事務改善提案制度の見直し	企画市民局	19		
		局	26	随意契約ガイドラインの策定と随意契約事務の改善	企画市民局	20		
		局	27	新たな民間活力の活用方策の導入	企画市民局	20		
		委	28	パブリック・プライベート・パートナーシップ（PPP）の導入に関する活用指針の策定	企画市民局	21		
		局	29	民間活力活用導入後の評価システムの構築	企画市民局	21		
		局	30	広報関連業務	総務局	22		
		局	31	情報システム業務	企画市民局	22		
		局	32	庶務事務	総務局	23		
		局	33	公立保育所の民営化	健康福祉局	23		
		委	34	陽光園のあり方の検討	健康福祉局	24	H22	
		委	35	畜場の運営形態の検討	企画市民局	24	H22	
		局	36	一般ごみ収集業務	環境経済局	25		
		局	37	学校管理業務	教育局	25		
		局	38	小学校給食調理業務	教育局	26		
		局	39	中学校給食調理業務	教育局	26		
局	40	図書館業務	教育局	27				
局	41	情報マネジメント推進計画の推進	企画市民局	27				
局	42	インターネットによる市議会委員会中継	議会事務局	28				
局	43	税務窓口の効率的な事務執行体制の確立	企画市民局	28				
局	44	区役所窓口業務	企画市民局	29				
局	45	戸籍住民関連窓口サービス業務の提供窓口の拡大	企画市民局	29				
局	46	窓口サービス業務の提供の拡大	企画市民局	30				
局	47	相模原市民ギャラリー事務の効率化	企画市民局	30				
局	48	公民館事業参加者への保育サービスの拡充	教育局	31				
委	49	（仮称）公共施設白書の作成と施設の適正配置の検討	企画市民局	31				
委	50	児童厚生関連施設のあり方の見直し	健康福祉局	32	H23			
局	51	スポーツ施設における市民サービスの統合化	教育局	32				
委	52	職員数の適正管理	総務局	33	H23			
局	53	新たな職員評価制度の導入	総務局	33				
局	54	庁内分権の進展による管理部門の統合や縮小	総務局	34				
局	55	課内室・小規模課の整理統合	総務局	34				
局	56	発災時非常配備体制の充実	危機管理室	35				
視点Ⅲ 果敢に挑戦！都市間競争を勝ち抜くための経営基盤の強化 （歳入の確保と歳出の抑制）	新たな増収策の推進 市税等収納の強化 市債発行の抑制 扶助費の見直し 特別会計の健全化 低未利用資産の活用等	局	57	企業立地の促進及び工業系産業用地の保全	環境経済局	37		
		局	58	産業用地の早期創出	都市建設局	37		
		局	59	ネーミングライツの導入	企画市民局	38		
		局	60	行政財産の貸付（自動販売機・動画モニター）	企画市民局	38		
		委	61	行政財産の貸付（市役所周辺駐車場）	企画市民局	39	H22	
		局	62	市営住宅敷地、道路・駐車場施設等の有効活用の推進	都市建設局	39		
		局	63	収納業務の一元化	企画市民局	40		
		局	64	諸収入金の徴収強化	企画市民局	40		
		委	65	市債発行に関する制限値の設定	企画市民局	41	H22	
		委	66	市単独事業等の扶助費の見直し	健康福祉局	41	H22	
局	67	国民健康保険事業特別会計の健全化	健康福祉局	42				
局	68	下水道事業への地方公営企業法の適用	都市建設局	42				
委	69	一般会計からの負担基準の明確化と特別会計健全化の推進	企画市民局	43	H22			
局	70	土地開発公社保有土地の取得計画の推進	企画市民局	43				
局	71	代替地の処分計画の推進	企画市民局	44				
局	72	低未利用資産の活用	都市建設局	44				
凡例	局＝局が進行管理する項目 委＝経営評価委員会が進行管理する項目	都市経営ビジョン・アクションプラン数値目標	45					
	用語説明	46						

〈視点Ⅰ〉 深い絆！
信頼と英知で未来を拓くパートナーシップの推進
(協働と分権)

〈取組みの基本方向〉

市政運営への市民参加の促進

P.5

パートナーシップの環境づくり

P.5

都市内分権の推進

P.7

行政の活動範囲の明確化

P.8

団体支援の見直し（補助制度）

P.8

団体支援の見直し（団体事務局事務）

P.9

公益的法人等のあり方の見直し

P.10

受益者負担の適正化

P.12

取組みの基本方向	市政運営への市民参加の促進
----------	---------------

No.	01	局	
-----	----	---	--

取組項目	(仮称) 市民協働推進条例の制定		所管局	企画市民局
内 容	「さがみはらパートナーシップ推進指針」の目標である「皆で担う市民社会の実現」のため、協働についての基本理念や原則、市民活動及び地域活動の推進、市の基本施策などを定める、(仮称) 市民協働推進条例を制定する。			
見込まれる成果	市民と行政の協働、市民相互の協働が推進され、皆で担う市民社会の実現が図られる。			
達成目標	平成23年度に(仮称) 市民協働推進条例を制定する。	目標値	条例制定年度 平成23年度制定	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
<ul style="list-style-type: none"> 市民協働推進条例検討委員会による検討 市民周知、意見聴取 		<ul style="list-style-type: none"> 条例の制定 	<ul style="list-style-type: none"> 市民協働の推進 	

取組みの基本方向	パートナーシップの環境づくり
----------	----------------

No.	02	局	
-----	----	---	--

取組項目	市民活動サポートセンターの機能強化		所管局	企画市民局
内 容	市民活動関係者等で構成する「(仮称) 市民活動サポートセンターあり方検討委員会」を設置し、今後の市民活動サポートセンターに求められる役割と機能について方向性を検討し、それに基づき市民活動サポートセンターの機能強化を行う。			
見込まれる成果	市民活動サポートセンターのさらなる機能強化を行うことにより、市民活動の積極的な展開が図られる。			
達成目標	平成22年度に検討委員会を設置し、平成23年度(6月)に報告書をまとめて、平成24年度からのサポートセンターの運営に反映する。	目標値	市民活動参加率(市民アンケート調査結果) H20: 12.0% ⇒ H24: 13.4%	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
<ul style="list-style-type: none"> 委員会設置 		<ul style="list-style-type: none"> 新体制による運営準備 		<ul style="list-style-type: none"> 新体制による運営

取組みの基本方向	パートナーシップの環境づくり
----------	----------------

No.	03	局	
-----	----	---	--

取組項目	地球温暖化対策推進のための基金の活用		所管局	環境経済局
内 容	地球温暖化対策を推進するため、平成21年度に設置する基金を活用し、市民・事業者の自主的な活動などに対する支援を実施する。			
見込まれる成果	健全な財政を保ちながら継続的・安定的な財源を確保することにより、市民・事業者の自主的取組や地域団体の活動などの支援・促進を通じて、中長期的視点に立った地球温暖化対策を推進することができる。			
達成目標	平成21年度に設置する基金を活用し、平成23年度から事業への充当を行う。	目標値	基金積立額（事業充当額を含む。） H23以降毎年度：5,000万円 (H22年度：2,000万円)	
年 次 計 画				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	・基金積立て	・基金積立て ・市民・事業者の自主的取組の支援など事業への充当	・基金積立て ・市民・事業者の自主的取組の支援など事業への充当	

取組みの基本方向	パートナーシップの環境づくり
----------	----------------

No.	04	局	
-----	----	---	--

取組項目	市民協働による河川・道路の環境維持の推進		所管局	都市建設局
内 容	河川・道路の維持管理方法に係る街美化アダプト制度*1の導入拡大を図る。			
見込まれる成果	地域住民の河川・道路への関心が高まるとともに、愛着心や美化意識が向上する。			
達成目標	平成21年度に実施した制度の周知や仕組みの見直し・検討に基づき、平成22年度から制度の充実と実践数の拡大を図る。	目標値	河川・道路の街美化アダプトの実践団体数 H20：18団体⇒H24：26団体	
年 次 計 画				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	・取組みの実践	・拡充	・拡充	

取組みの基本方向	パートナーシップの環境づくり
----------	----------------

No.	05	局	
-----	----	---	--

取組項目	応急手当の普及啓発	所管局	消防局
内 容	効果的な広報方法を検討し、市民に対し応急手当の必要性と救命講習への参加を呼びかけるとともに、応急手当普及員の養成と、養成した応急手当普及員を講師として活用することで、より多くの市民が、救急現場に居合わせた際に、応急手当を実践できるようにする。		
見込まれる成果	応急手当普及員の拡充と活用により、市民参加の機会が増加するとともに、バイスタンダー ^{*2} の応急手当が、救命率の向上に大きく寄与することから、社会復帰する市民の増加が見込まれる。		
達成目標	平成24年度までに、バイスタンダーの心肺停止患者に対する応急手当実施率を40%以上にする。	目標値	応急手当実施率 H20：37.6% ⇒ H24：40%
年 次 計 画			
平成22年度		平成23年度	
<ul style="list-style-type: none"> 効果的な広報の実施 応急手当普及員の拡充と活用 		<ul style="list-style-type: none"> 効果的な広報の実施 応急手当普及員の拡充と活用 取組みの検証 	
			平成24年度
<ul style="list-style-type: none"> 効果的な広報の実施 応急手当普及員の拡充と活用 取組みの検証 			

取組みの基本方向	都市内分権 ^{*3} の推進
----------	-------------------------

No.	06	局	
-----	----	---	--

新 取組項目	市民自治の仕組みの構築	所管局	企画市民局
内 容	新たな市民自治の仕組みとして、「区民会議」を設置するとともに、22地区の「まちづくり会議」の設置と運営を支援する。		
見込まれる成果	市民自らが主体的に地域づくりに参画し、課題解決に取り組むことで、より暮らしやすい地域社会が形成される。		
達成目標	市民自治の一層の実現を図るため、政令指定都市移行に伴い、「区民会議」を設置するとともに、「まちづくり会議」の設置を支援する。	目標値	区民会議、まちづくり会議の設置率 H22：100%
年 次 計 画			
平成22年度		平成23年度	
<ul style="list-style-type: none"> 区民会議設置 まちづくり会議の設置と運営支援 		<ul style="list-style-type: none"> 区民会議の運営 まちづくり会議の運営支援 	
			平成24年度
<ul style="list-style-type: none"> 区民会議の運営 まちづくり会議の運営支援 			

取組みの基本方向	行政の活動範囲の明確化
----------	-------------

No.	07	委	
-----	----	---	--

取組項目	事業仕分け*4の実施		所管局	企画市民局
内 容	行政サービスの必要性や実施主体を議論する事業仕分けを実施し、行政の活動範囲の適正化及び明確化を図る。また、実施にあたっては市民視点を担保した事業仕分けとするため、仕分け自体への市民参加と対象事業の選定や仕分け結果の反映などに経営評価委員会の関与等を図る。			
見込まれる成果	行政の活動範囲の適正化及び明確化を図ることで、行政活動に本来必要な事業に資源を集中することが可能となる。			
達成目標	平成22年度中に事業仕分けを実施し、可能なものから平成23年度以降の施策に反映する。	目標値	事業仕分け結果に対する施策反映率 H24：70%	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
<ul style="list-style-type: none"> 事業仕分け実施 事業仕分け結果の施策反映方策構築 		<ul style="list-style-type: none"> 施策反映 	<ul style="list-style-type: none"> 施策反映 	

取組みの基本方向	団体支援の見直し（補助制度）
----------	----------------

No.	08	局	
-----	----	---	--

取組項目	「補助金の見直し基準」の見直し		所管局	企画市民局
内 容	平成14年度に改定した現行の「補助金の見直し基準」について、平成17年度から実施した補助金等評価委員会の提言を踏まえて見直しを行う。 なお、見直し後の基準に基づく補助金の見直しは、各事業担当課が実施することとし、3年に1回程度全体確認を行う。			
見込まれる成果	補助金のあり方・採択基準等が明確化するとともに、見直しを行うことによる補助金制度の公平性・透明性の一層の確保が図られる。			
達成目標	平成22年度から、見直し後の基準による補助金の見直しを実施する。	目標値	見直し後の基準による見直し件数 H24：100%	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
<ul style="list-style-type: none"> 補助金の見直し 		<ul style="list-style-type: none"> 補助金の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の見直し 全庁的な確認実施 	

取組みの基本方向	団体支援の見直し（団体事務局事務）
----------	-------------------

No.	09	委	
-----	----	---	--

取組項目	関与の基準による団体事務局事務の適正化の実施		所管局	企画市民局
内 容	新たに策定する基準に従い、行政の団体事務局事務関与を縮小することにより、団体事務局事務の適正化を促進する。			
見込まれる成果	基準に基づき、行政の関与の適正化が図られる。			
達成目標	平成22年度に基準を策定し、以降経営評価委員会による進行管理を実施する。	目標値	法令等の根拠に基づかない団体事務局事務に、正規職員が関与している団体数 H19：158団体 ⇒H24：110団体	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
・基準策定		・経営評価委員会による進行管理の実施		・経営評価委員会による進行管理の実施

取組みの基本方向	団体支援の見直し（団体事務局事務）
----------	-------------------

No.	10	局	
-----	----	---	--

取組項目	団体に対する新たな支援策への転換		所管局	企画市民局
内 容	地域住民自らのまちづくりを促進するための「地域政策形成能力」の向上を目的として、市職員が地域活動に参加する体験型・課題解決型研修を実施する。			
見込まれる成果	地域課題に応じた解決策の支援を担う職員を養成することにより、地域活動の活性化、地域主体のまちづくりの促進が図られる。			
達成目標	地域住民の声を反映して地域の活性化支援や市民協働で進める施策を推進する職員を養成するための研修等を実施するとともに、報告会の実施、自治会活動事例集の作成により、ノウハウを蓄積し、周知する。	目標値	地域活動事例集約数 H21:22件 ⇒ H24:50件	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
・研修の実施 ・報告会 ・事例集の作成		・研修の実施 ・報告会 ・事例集の作成		・研修の実施 ・報告会 ・事例集の作成 ・取組みの検証

取組みの基本方向	団体支援の見直し（団体事務局事務）
----------	-------------------

No.	11	局	
-----	----	---	--

取組項目	団体に対する新たな支援策への転換（相模原市観光協会）		所管局	環境経済局
内 容	相模原市観光協会に対する市職員の関与を削減し、専門性の高い民間活力の導入による組織の自立化と機能の強化を図り、収益性のある事業を実施するなど、柔軟な展開ができる体制づくりを支援する。			
見込まれる成果	専門性・継続性のあるサービスの提供が可能となり、観光施策の推進による観光客の増加や観光消費額の増加に伴う地域経済の活性化が図られる。			
達成目標	平成23年度に新組織の構築に向けた準備事務を行い、平成24年度中に新しい組織体制を立ち上げる。	目標値	・入込観光客数 H20：960万人⇒H24：1,206万人 ・一人あたり観光消費額 H20：715円⇒H24：780円 ・観光協会HPアクセス数 H20：21万7,000件⇒H24：27万8,000件	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
・支援体制の調査		・新しい支援策の検討		・新しい支援体制の立上げ

取組みの基本方向	公益的法人等のあり方の見直し
----------	----------------

No.	12	局	
-----	----	---	--

取組項目	公益的法人等 ^{*5} のあり方の見直し		所管局	企画市民局
内 容	公益的法人等の有する「公益性」、設立時の意義等を検証し、廃止や統合を含めた法人のあり方の見直しを進める。			
見込まれる成果	公益的法人等のあり方の見直しを進めることにより、効率的・効果的な法人運営が図られる。			
達成目標	（仮称）改革プランに基づき見直しを実施する。	目標値	市が関与・指導する法人数 H21：14法人⇒H24：（仮称）改革プランの数値	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
・統廃合など見直しの推進		・統廃合など見直しの推進		・統廃合など見直しの推進

取組みの基本方向	公益的法人等のあり方の見直し
----------	----------------

No.	13	局	
-----	----	---	--

取組項目	(仮称) 改革プランに基づく市からの委託の見直し		所管局	企画市民局
内 容	公益的法人等へのすべての委託事業について、点検・評価・検証を行い、市からの委託の競争性をさらに高めて、委託の適正化を進める。			
見込まれる成果	公益的法人等の自立と活性化、財政運営や市との関係の透明性の向上が図られる。			
達成目標	平成24年度までに、公益的法人等への委託料を2割削減する。	目標値	公益的法人等への委託料支出削減割合 H24 : ▲20% (H20年度比)	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
・点検・評価・検証		・見直しの実施		・見直しの実施

取組みの基本方向	公益的法人等のあり方の見直し
----------	----------------

No.	14	局	
-----	----	---	--

取組項目	(仮称) 改革プランに基づく公益的法人等の再委託の検証		所管局	企画市民局
内 容	市発注の公益的法人等による委託業務に係る再委託について、点検・評価・検証を行い、必要に応じて、市からの直接発注や委託先である公益的法人等で実施する競争入札を推進する。			
見込まれる成果	公益的法人等の自立と活性化、経費の節減が図られる。			
達成目標	平成24年度までに、公益的法人等による再委託の割合を2割削減する。	目標値	公益的法人等における再委託の割合 H24 : ▲20% (H20年度比)	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
・点検・評価・検証		・見直しの実施		・見直しの実施

取組みの基本方向	公益的法人等のあり方の見直し
----------	----------------

No.	15	局	
-----	----	---	--

取組項目	(仮称) 改革プランに基づく市からの補助金の見直し		所管局	企画市民局
内 容	公益的法人等に対する市補助金について、その必要性、公益性について点検・評価・検証を行い、適正な補助金の執行を行う。			
見込まれる成果	公益的法人等の自立と活性化、財政運営や市との関係の透明性の向上が図られる。			
達成目標	平成24年度までに、公益的法人等に対する市補助金を2割削減する。	目標値	公益的法人等に対する市補助金支出削減割合 H24：▲20%（H20年度比）	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
・点検・評価・検証		・見直しの実施		・見直しの実施

取組みの基本方向	受益者負担の適正化
----------	-----------

No.	16	委	
-----	----	---	--

取組項目	受益者負担の基準の明確化		所管局	企画市民局
内 容	「受益者負担のあり方の基本的な考え方」を見直し、「受益者負担の基準」をより明確化することで、負担の適正化を図る。			
見込まれる成果	基準を明確化することで、受益者が負担すべき行政サービスを明らかにし、サービスの受益者と非受益者との公平性を確保する。			
達成目標	平成22年度に基準を明確化する。	目標値	平成23年度以降基準に基づき見直し実施 (関連取組：No.17～19)	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
・受益者負担ワーキングでの検討と基準案作成 ・基準の策定		・見直しの実施		・見直しの実施

取組みの基本方向	受益者負担の適正化
----------	-----------

No.	17	委	
-----	----	---	--

取組項目	使用料・手数料の定期見直し		所管局	企画市民局
内 容	平成22年度に策定する「受益者負担の基準」に従い、使用料・手数料の定期見直しを行う。			
見込まれる成果	サービスの公益性・選択性を踏まえた受益者負担の基準を満たす料金を設定することで、受益と負担の適正化が図られる。			
達成目標	平成23年度に手数料の見直し、平成24年度に使用料の見直しを実施する。	目標値	施設管理料に対する使用料充当率の基準未達成施設における使用料収入増額の割合 H24：H19収入額5%増	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
・使用料・手数料の状況調査		・手数料の見直し 以降、それぞれ3年ごとに見直しを実施する。		・使用料の見直し

取組みの基本方向	受益者負担の適正化
----------	-----------

No.	18	委	
-----	----	---	--

取組項目	利用料金 ^{*6} 見直し基準の策定による 指定管理者制度 ^{*7} の活性化		所管局	企画市民局
内 容	指定管理者導入施設で利用料金制を採用している施設において、利用料金の上限額を適正に見直す。			
見込まれる成果	サービスの公益性・選択性を踏まえた受益者負担の基準を満たす料金を設定することで、受益と負担の適正化が図られるとともに、指定管理者の経営努力のための選択肢が広がり、指定管理者制度の活性化、市民サービスの向上が図られる。			
達成目標	平成23年度中に見直しの基準を策定し、平成24年度に公募を行う施設から順次見直しを実施する。	目標値	指定管理者3期目以降の申請件数 H25：10%増 (公募施設全体での申請件数の対H21年度比)	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
・H21の利用料調査結果分析		・利用料金見直し基準策定		・利用料金見直し実施

取組みの基本方向	受益者負担の適正化
----------	-----------

No.	19	委	H23
-----	----	---	-----

取組項目	新たな受益者負担の導入		所管局	企画市民局
内 容	平成22年度に策定する「受益者負担の基準」に基づき、新たに受益者負担を導入する行政サービスと実施のプロセスを明らかにする。			
見込まれる成果	新たな受益者負担を導入することで、受益と負担の適正化が図られる。			
達成目標	平成23年度に受益者負担の導入を進める取組みの順位を決定し、平成24年度以降、順次実施する。	目標値	新たに受益者負担を導入する取組み事業数 H24： 2件	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
・受益者負担状況の調査		・導入プロセス決定 ・アクションプランへの反映		・順次実施

**〈視点Ⅱ〉 とことん追求！
最大の市民満足が得られる公共サービスの提供
(最少経費で最大効果のサービス)**

〈取組みの基本方向〉

行政評価制度の確立と

P.17

民間開放の推進

P.20

電子市役所の実現

P.27

窓口サービス等の向上

P.28

公共施設の計画的な整備・保全

P.31

職員数の適正管理

P.33

組織及び人事制度の見直し

P.33

取組みの基本方向	行政評価* ⁸ 制度の確立と戦略的な都市経営の推進
----------	--------------------------------------

No.	20	局	
-----	----	---	--

取組項目	新・相模原市総合計画におけるPDCAサイクルの確立と推進		所管局	企画市民局
内 容	新・相模原市総合計画を中心とした市政運営の手法として、施策評価と一体化した総合計画の進行管理・評価手法を確立し、施策展開に寄与する。なお、新・相模原市総合計画の進行管理は、総合計画審議会で行う。			
見込まれる成果	総合計画に掲げた施策のめざす姿・成果を効果的・効率的に達成でき、かつ、市民にわかりやすく、満足度の高い市政運営を展開できる。			
達成目標	平成22年度に総合計画審議会で決定し、平成23年度から新たな手法を実施して、PDCAサイクルを確立・推進する。	目標値	平成23年度に制度導入	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
<ul style="list-style-type: none"> 総合計画審議会での試行的な実施 進行管理(庁内) 		<ul style="list-style-type: none"> 進行管理 実施内容の公表 		<ul style="list-style-type: none"> 進行管理 実施内容の公表

取組みの基本方向	行政評価制度の確立と戦略的な都市経営の推進
----------	-----------------------

No.	21	局	
-----	----	---	--

取組項目	市民満足度調査の活用		所管局	企画市民局
内 容	市民満足度調査と新・相模原市総合計画成果指標アンケートを統合して実施する。また、調査結果を市の政策立案過程に反映させる仕組みを確立する。			
見込まれる成果	市の政策・施策に対して、市民の満足度がどれだけ向上したかを定量的に検証することができる。これにより、新たな施策の方向性を見定めることができる。			
達成目標	平成22年度中に市民満足度調査と新・相模原市総合計画成果指標アンケートを統合して実施し、平成23年度から活用する。	目標値	市民満足度調査結果を活用して改善や新規の取組みがされた施策数 H24：6施策	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
<ul style="list-style-type: none"> 市民満足度調査の実施及び調査結果の活用方法の検討 		<ul style="list-style-type: none"> 市民満足度調査の実施及び調査結果の活用 		<ul style="list-style-type: none"> 市民満足度調査の実施及び調査結果の活用

取組みの基本方向	行政評価制度の確立と戦略的な都市経営の推進
----------	-----------------------

No.	22	局	
-----	----	---	--

取組項目	市民納得度調査*9の導入検討		所管局	企画市民局
内 容	施策を推進するための取組み内容と、要した経費を示して、取組みの充足感・妥当性を問う納得度調査の導入を検討する。			
見込まれる成果	政策形成過程において基礎的なデータとして市民納得度調査結果を活用することにより、市民ニーズにより近い施策展開が可能となる。			
達成目標	平成22年度に市民納得度調査の方向性等を決定する。	目標値	平成22年度方向性決定	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に試行実施した結果の検証 市民納得度調査の方向性等を決定 		<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度の決定に基づく取組み 		<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度の決定に基づく取組み

取組みの基本方向	行政評価制度の確立と戦略的な都市経営の推進
----------	-----------------------

No.	23	委	
-----	----	---	--

取組項目	局制を活用した効果的な都市経営の推進		所管局	企画市民局
内 容	効果的な都市経営を推進するため、各局に（仮称）アクションプラン推進会議を設置する。			
見込まれる成果	各局の取組みを明確化することで全庁の都市経営意識が高められる。			
達成目標	平成22年度に局制を活用したアクションプランの進行管理体制を構築し、より効果的な都市経営推進体制を構築する。	目標値	局取組プランの達成率 H24：100%	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
<ul style="list-style-type: none"> （仮称）各局アクションプラン推進会議の設置 新体制によるアクションプランの推進と進行管理 		<ul style="list-style-type: none"> 新体制によるアクションプランの推進と進行管理 		<ul style="list-style-type: none"> 新体制によるアクションプランの推進と進行管理

取組みの基本方向	行政評価制度の確立と戦略的な都市経営の推進
----------	-----------------------

No.	24	局	
-----	----	---	--

取組項目	新たな政策決定支援体制の導入・活用		所管局	企画市民局
内 容	新たに政策決定支援の組織体制を整備し、本市の将来像の検討や都市経営上の課題の解消を行うとともに施策に反映させるシステムを構築する。			
見込まれる成果	多分野の専門家や民間経営者からの意見を取り入れることにより、行政の発想にとどまらない幅広い視野からの都市経営が可能となる。			
達成目標	平成22年度に提案や意見を各局の施策判断に活用できるシステムを構築し、翌年度予算に反映する。	目標値	平成23年度以降施策反映	
年 次 計 画				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	・各局の施策へ反映させるシステムを活用し、翌年度予算へ反映	・施策反映	・施策反映	

取組みの基本方向	行政評価制度の確立と戦略的な都市経営の推進
----------	-----------------------

No.	25	局	
-----	----	---	--

取組項目	事務改善提案制度の見直し		所管局	企画市民局
内 容	これまでの褒賞制度に基づく事務改善提案制度に代わり、職員の提案が着実に反映される新たな仕組みを構築する。			
見込まれる成果	改善提案の実現率を高めることにより、事務効率化に伴う経費の削減と市民サービスの向上が図られる。			
達成目標	平成22年度に制度を見直し、平成23年度から実施する。	目標値	改善提案に対する実施率 H19:17.8% ⇒ H24:25% 以降毎年1.5%以上向上させ、平成30年度に35%実施を目指す。	
年 次 計 画				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	・課題抽出 ・制度の見直し	・新制度の運用開始	→	

取組みの基本方向	行政評価制度の確立と戦略的な都市経営の推進
----------	-----------------------

No.	26	局	
-----	----	---	--

取組項目	随意契約ガイドラインの策定と随意契約事務の改善		所管局	企画市民局
内 容	平成22年度に契約規則及びその運用を改正し、随意契約ガイドライン（平成21年度策定）とともに施行する。また、1者随意契約については、その理由を公表する。			
見込まれる成果	随意契約に係る事務手続きについて、職員に対して随意契約を行う場合の法的根拠を意識付けさせることで、安易な随意契約の防止と手続きの公平性・透明性がより一層高まる。			
達成目標	平成22年度に契約規則及びその運用を改正し、施行するとともに、1者随意契約について、その理由を公表する。	目標値	1者随意契約の理由の公表率 H22：100%	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
・ 随意契約ガイドライン、改正契約規則・運用の施行		・ 運用と公表		・ 運用と公表

取組みの基本方向	民間開放の推進
----------	---------

No.	27	局	
-----	----	---	--

取組項目	新たな民間活力の活用方策の導入		所管局	企画市民局
内 容	民間に委ねるべき事業について、提案型公共サービス民営化制度 ^{*10} 等の検討を行い、最も効果的な手法を導入する。			
見込まれる成果	民間活力を活用することにより最適な公共サービスの担い手の見直しが図られる。			
達成目標	行政評価や事業仕分けの結果を受け、民間が行うべきとされた事業について、最も効果的な民間活力の手法の導入を図る。	目標値	民間が行うべきとされた事業の3年経過時の民間委託・民営化の割合 75%以上	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
・ 行政評価の実施 ・ 事業仕分けの実施 ・ 提案型公共サービス民営化制度等の制度設計		・ 行政評価の実施 ・ 提案型公共サービス民営化制度等のモデル実施		・ 行政評価の実施 ・ 提案型公共サービス民営化制度等の本格導入

取組みの基本方向	民間開放の推進
----------	---------

No.	28	委	
-----	----	---	--

取組項目	パブリック・プライベート・パートナーシップ (PPP) *11 の導入に関する活用指針の策定		所管局	企画市民局
内 容	現行及び新規の公共サービス等について、PPPによる新たな手法の導入を進めるため活用指針を策定する。			
見込まれる成果	競争原理の導入を通じた効率的な投資・運営が図られることによって、財政負担が軽減される。また、民間主体のノウハウ・創意工夫・柔軟性等を活用することで、市民ニーズに即したサービス水準の向上が図られる。			
達成目標	平成22年度中に、手法導入によるメリットや課題について検討し、平成23年度に活用指針を策定し、以降順次導入を図る。	目標値	PPPの活用件数 H24 : 1件	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
・導入における利点や課題等の検討		・活用指針の策定		・PPPの活用による新たな取組みの実施

取組みの基本方向	民間開放の推進
----------	---------

No.	29	局	
-----	----	---	--

取組項目	民間活力導入後の評価システムの構築		所管局	企画市民局
内 容	民間活力を活用している事業について、費用対効果、成果達成状況、運営手法の適否等を客観的に評価するシステムを構築する。			
見込まれる成果	適切な事業実施による経費削減と市民サービスの向上が図られる。			
達成目標	平成23年度までにモデル実施を行い、平成24年度から本格導入する。	目標値	当該評価システムの導入事業の割合 H24 : 50%	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
・課題の抽出及び制度の枠組み検討		・モデル実施		・本格実施

取組みの基本方向	民間開放の推進
----------	---------

No.	30	局	
-----	----	---	--

取組項目	広報関連業務	所管局	総務局
内 容	「広報さがみはら」編集事務及びその他の広報関連業務について、民間委託を実施する。		
見込まれる成果	業務の民間委託により、行政コストの削減が図られるとともに、民間ノウハウの活用により魅力的な広報紙の編集が実現される。		
達成目標	平成24年度までに、広報紙編集業務等へ派遣職員を導入して正規職員の定数を削減する。	目標値	広報紙編集担当者 H21：5人 ⇒ H24：4人
年 次 計 画			
平成22年度	平成23年度	平成24年度	
・政令指定都市移行に伴う新たな広報紙編集体制の整備	・紙面構成、編集作業の見直し	・派遣職員を導入	

取組みの基本方向	民間開放の推進
----------	---------

No.	31	局	
-----	----	---	--

取組項目	情報システム業務	所管局	企画市民局
内 容	ホストコンピュータを利用した業務システムの運用並びにコンピュータ機器、ネットワーク及びソフトウェア等の管理業務の委託等を進める。		
見込まれる成果	業務の民間委託により、行政コストの削減が図られる。		
達成目標	平成21年度試行（システムエンジニア2人）し、平成22年度から順次本格実施する。	目標値	職員定数の削減 H21：26人 ⇒ H23：20人
年 次 計 画			
平成22年度	平成23年度	平成24年度	
・委託による段階的な職員の削減	・委託による段階的な職員の削減と取組みの検証	・取組みの検証と改善	

取組みの基本方向	民間開放の推進
----------	---------

No.	32	局	
-----	----	---	--

取組項目	庶務事務	所管局	総務局
内 容	各部・各課に共通した庶務事務（服務事務、旅費支給事務等）及び給与支給事務（各手当認定、年末調整等）について、可能な業務の民間委託等を実施する。		
見込まれる成果	業務の民間委託等により、業務の効率化を進め、行政コストの削減が図られる。		
達成目標	平成23年度中に庶務事務及び給与支給事務のうち委託可能な業務の民間委託等を実施する。	目標値	関与職員の削減数 H23：6人
年 次 計 画			
平成22年度		平成23年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託または人材派遣の受入について検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・受託する業者の選定 ・取組みの実施及び検証 	
平成24年度			
<ul style="list-style-type: none"> ・取組みの検証と改善 			

取組みの基本方向	民間開放の推進
----------	---------

No.	33	局	
-----	----	---	--

取組項目	公立保育所の民営化	所管局	健康福祉局
内 容	「公立保育所活性化・民間移管計画」に基づく4園目の民営化を実施するとともに、公立保育所の新たな民営化を推進する。		
見込まれる成果	民営化により生じる人材、財源の有効活用と民間ノウハウの活用によるサービス向上が図られる。		
達成目標	平成21年度実施の公立保育所のあり方の検討結果に基づき、推進する。	目標値	保育所の民営化数 H21：3園 ⇒ H26：5園
年 次 計 画			
平成22年度		平成23年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・民営化実施（1園） ・次回民営化保育所の決定 ・保護者説明会実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・保護者説明会実施 	
平成24年度			
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の選考・決定 			

取組みの基本方向	民間開放の推進
----------	---------

No.	34	委	H22
-----	----	---	-----

取組項目	陽光園のあり方の検討	所管局	健康福祉局
内 容	今後、陽光園が果たすべき役割と機能を整理し、それを踏まえて、民間活力導入について検討を行う。		
見込まれる成果	※平成22年度に方向性の決定を受け明示する。		
達成目標	平成21年度の、本市療育支援体制における陽光園の役割・機能の整理、今後の管理・運営方法の検討に基づき、平成22年度に、外部委員を入れた検討委員会で、陽光園の機能や運営方法について検討を行い方向性を明示する。	目標値	平成22年度に方向性を明示
年 次 計 画			
平成22年度		平成23年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・委員会で検討 ・方向性の明示 ・アクションプランへの反映 		<ul style="list-style-type: none"> ・決定に添った取組みの実施 	
		平成24年度	
		<ul style="list-style-type: none"> ・取組みの検証 	

取組みの基本方向	民間開放の推進
----------	---------

No.	35	委	H22
-----	----	---	-----

取組項目	斎場の運営形態の検討	所管局	企画市民局
内 容	より適切かつ確実なサービスを提供するため、斎場の運営形態を検討する。		
見込まれる成果	適切かつ確実なサービスを継続的に提供できる。		
達成目標	平成22年度に運営形態を検討する。	目標値	平成22年度の検討結果に基づき、運用形態を見直す。
年 次 計 画			
平成22年度		平成23年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・運営形態の検討 ・アクションプランへの反映 		<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果に基づく運営形態の導入準備 	
		平成24年度	
		<ul style="list-style-type: none"> ・導入 	

取組みの基本方向	民間開放の推進
----------	---------

No.	36	局	
-----	----	---	--

取組項目	一般ごみ収集業務		所管局	環境経済局
内 容	一般ごみ収集業務の計画的・段階的な民間委託に取り組む。			
見込まれる成果	業務の民間委託により、行政コストの削減と行政サービスの向上が図られる。			
達成目標	計画的・段階的な民間委託を実施する。	目標値	平成23年度以降委託実施	
年 次 計 画				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	・計画的・段階的な民間委託の検討・調整	・計画的・段階的な民間委託の検討・調整 ・民間委託の適宜実施	・計画的・段階的な民間委託の検討・調整 ・民間委託の適宜実施	

取組みの基本方向	民間開放の推進
----------	---------

No.	37	局	
-----	----	---	--

取組項目	学校管理業務		所管局	教育局
内 容	学校作業員の業務について、退職者不補充を原則とし、順次、民間委託を実施する。			
見込まれる成果	業務の民間委託により、行政コストが削減されるとともに、より学校の実情にあった業務を行うことができる。			
達成目標	順次、民間委託を実施する。平成25年度以降も同様に実施する。	目標値	実施学校数 H21：12校 ⇒ H24：14校	
年 次 計 画				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	・1校実施	・導入済み校の検証 ・導入準備	・1校実施	

取組みの基本方向	民間開放の推進
----------	---------

No.	38	局	
-----	----	---	--

取組項目	小学校給食調理業務		所管局	教育局
内 容	小学校給食調理業務について、退職者不補充を原則とし、順次、民間委託を実施する。			
見込まれる成果	業務の民間委託により、行政コストが削減されるとともに、低学年児童が給食の運搬に係る作業の軽減と安全確保が図られる。			
達成目標	民間委託を計画的に実施する。	目標値	実施小学校・センター数 H21：20校・2センター ⇒ H25：21校・2センター	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
・導入済み校の検証		・導入準備		・委託業者の選定

取組みの基本方向	民間開放の推進
----------	---------

No.	39	局	
-----	----	---	--

取組項目	中学校給食調理業務		所管局	教育局
内 容	旧相模原市、相模湖町及び藤野町の区域の中学校30校に弁当併用デリバリー方式の完全給食 ^{*12} を導入するにあたり、民間委託で実施する。			
見込まれる成果	生徒の健康の増進や望ましい食習慣が育成されるとともに、業務の民間委託により、行政コストが削減される。			
達成目標	平成22年度から中学校の完全給食の導入を民間委託で計画的に実施する。	目標値	対象中学校（30校）への完全給食実施率 H23：100%	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
・15校で導入		・導入済み校の検証 ・15校で導入		・導入済み校の検証

取組みの基本方向	民間開放の推進
----------	---------

No.	40	局	
-----	----	---	--

取組項目	図書館業務	所管局	教育局
内 容	図書館窓口業務の非常勤化及び民間委託を拡大する。		
見込まれる成果	非常勤化及び民間委託により、行政コストの削減と民間のノウハウを活用した各種事業の開催など更なる行政サービスの向上が図られる。		
達成目標	平成24年度から市立図書館の窓口業務委託を実施する。	目標値	図書館職員の削減数（橋本、市立図書館） H21：34人⇒H24：22人（正規） 28人⇒13人（非常勤特別職） 7,510人/年⇒0人/年（非常勤）
年 次 計 画			
平成22年度		平成23年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証委員会による受託者の業務評価 ・ 委託実施済み図書館のモニタリング ・ 市立図書館の委託可能業務の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証委員会による受託者の業務評価 ・ 委託実施済み図書館のモニタリング ・ 市立図書館の委託業者選考 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立図書館委託実施 ・ 検証委員会による受託者の業務評価 ・ 委託実施済み図書館のモニタリング 	

取組みの基本方向	電子市役所の実現
----------	----------

No.	41	局	
-----	----	---	--

取組項目	情報マネジメント推進計画の推進	所管局	企画市民局
内 容	「情報マネジメント推進計画」を推進するための具体的事業を平成22年度に決定し、「利便・活力・効率」の向上を図る。		
見込まれる成果	市民の視点に立った情報の効果的活用を行うことにより、「市民の利便、地域の活力、行政の効率」の向上を図ることができる。		
達成目標	「情報マネジメント推進計画」に設定する成果指標の中間目標（平成24年度）を達成する。	目標値	計画のとおり
年 次 計 画			
平成22年度		平成23年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的事業の検討と決定 ・ 具体的事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的事業の実施 	

取組みの基本方向	電子市役所の実現
----------	----------

No.	42	局	
-----	----	---	--

取組項目	インターネットによる市議会委員会中継		所管局	議会事務局
内 容	市議会の委員会をインターネットを利用して議会ホームページ上で視聴できるようにする。			
見込まれる成果	議会活動をより広く、多くの市民へ公開することにより、議会及び市政への関心、理解を深められる。			
達成目標	平成23年度からインターネットによる委員会中継を実施する。	目標値	録画中継アクセス数（年間） H24：36,000件/年	
年 次 計 画				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	・事業計画の策定	・放映開始	・導入効果の検証	

取組みの基本方向	窓口サービス等の向上
----------	------------

No.	43	局	
-----	----	---	--

取組項目	税務窓口の効率的事務執行体制の確立		所管局	企画市民局
内 容	税務窓口について民間委託や非常勤職員、再任用職員等の活用を進める。			
見込まれる成果	窓口業務の合理化・効率化によるサービス向上とともに、行政コストの削減が図られる。			
達成目標	順次、窓口業務の民間委託化を実施する。	目標値	職員の削減数 H24：1人	
年 次 計 画				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	・政令指定都市移行後の事務執行体制の検証	・窓口業務委託の検討	・窓口業務の委託を実施	

取組みの基本方向	窓口サービス等の向上
----------	------------

No.	44	局	
-----	----	---	--

取組項目	区役所窓口業務	所管局	企画市民局
内 容	3区役所区民課での効果的な窓口体制の構築		
見込まれる成果	民間委託や専門職員の活用により、業務の専門性が高められるとともに、サービスの向上が図られる。		
達成目標	平成22年度中に3区役所における効果的な窓口体制についての検討を行い、24年度から導入する。	目標値	平成24年度新体制導入
年 次 計 画			
平成22年度		平成23年度	
<ul style="list-style-type: none"> 政令指定都市移行を踏まえ窓口体制を検討 		<ul style="list-style-type: none"> 導入に向けた検討 	
		平成24年度	
		<ul style="list-style-type: none"> 導入 	

取組みの基本方向	窓口サービス等の向上
----------	------------

No.	45	局	
-----	----	---	--

取組項目	戸籍住民関連窓口サービス業務の提供窓口の拡大	所管局	企画市民局
内 容	3区役所での土曜日開庁を実施し、顧客主義 ^{*13} の視点に立った窓口サービス体制を構築する。		
見込まれる成果	政令指定都市への移行に伴い、3区役所を同時開庁することにより、市民の利便性の向上が図られ、市民の満足度が高められる。		
達成目標	3区役所での土曜日開庁を行う。	目標値	土曜日窓口の開庁箇所数 H21：1箇所 ⇒ H22：3箇所
年 次 計 画			
平成22年度		平成23年度	
<ul style="list-style-type: none"> 3区役所で実施 		<ul style="list-style-type: none"> 実施事業の検証 	
		平成24年度	
		<ul style="list-style-type: none"> 実施事業の検証と改善 	

取組みの基本方向	窓口サービス等の向上
----------	------------

No.	46	局	
-----	----	---	--

取組項目	窓口サービス業務の提供の拡大		所管局	企画市民局
内 容	町田市との間で「窓口サービスの広域化」を図る協定を締結し、住民票の写しや戸籍謄抄本などについて、本市と町田市の市民が相互の窓口で交付を受けられるサービスを提供する。			
見込まれる成果	証明書の広域交付を行うことにより、両市の市民の利便性の向上が図られる。			
達成目標	平成21年度に構築する仕組みに基づき、平成22年度から実施する。また、周辺市との取組みについても検討を行う。	目標値	サービスの年間利用件数 H24：500件	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
<ul style="list-style-type: none"> サービス開始 周辺市とのサービス拡大に向けた検討 		<ul style="list-style-type: none"> 周辺市とのサービス拡大に向けた調整 		<ul style="list-style-type: none"> 以降周辺市との調整に基づき拡大・推進

取組みの基本方向	窓口サービス等の向上
----------	------------

No.	47	局	
-----	----	---	--

取組項目	相模原市民ギャラリー事務の効率化		所管局	企画市民局
内 容	文化振興課と市民ギャラリーの事務取扱いを見直すとともに、市民ギャラリーの専門性を高めることを目指して、職員体制を見直す。			
見込まれる成果	美術専門員を配置することで専門性が高められるとともに、常勤事務職員を非常勤職員・再任用職員化することにより、人件費の削減が図られる。			
達成目標	平成22年度に市民ギャラリーの職員体制を見直す。	目標値	市民ギャラリー職員削減数 H21：2人 ⇒ H22：1人	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
<ul style="list-style-type: none"> 美術専門員の配置 職員数の削減 		<ul style="list-style-type: none"> 新体制による運営 見直し結果の検証 		<ul style="list-style-type: none"> 新体制による運営 見直し結果の検証と改善

取組みの基本方向	窓口サービス等の向上
----------	------------

No.	48	局	
-----	----	---	--

取組項目	公民館事業参加者への保育サービスの拡充	所管局	教育局
内 容	公民館における保育体制の整備を図り、子どもを持つ市民が公民館の主催事業やサークル活動に参加しやすい環境を整える。①公民館保育ボランティアの育成及び各公民館におけるグループ化②各公民館におけるボランティアグループの組織化③ボランティアグループが組織されていない公民館に対し、他の公民館のグループによる連携とネットワークの形成		
見込まれる成果	子育てをしながら生涯学習活動参加機会が拡大されるとともに、保育ボランティアの活動の場を設けることで、地域住民の社会参画の機会と地域連携の拡大が図られる。		
達成目標	平成22・23年度の保育ボランティア育成及びグループ化に向けた研修・講座の開催、組織化を進め、平成24年度未設置公民館への他公民館のグループとの連携を構築する。	目標値	保育ボランティアの組織率（全28館） H24：90%以上
年 次 計 画			
平成22年度		平成23年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・保育ボランティア育成 ・研修・講座の開催、組織化の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・保育ボランティア育成 ・研修・講座の開催、組織化の実施 	
		平成24年度	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアグループ未組織の公民館と組織化された公民館との連携を構築 	

取組みの基本方向	公共施設の計画的な整備・保全
----------	----------------

No.	49	委	
-----	----	---	--

取組項目	(仮称)公共施設白書の作成と施設の適正配置の検討	所管局	企画市民局
内 容	市民が利用する公共施設の現状を(仮称)公共施設白書として作成し、白書に基づき、公共施設の適正な配置、管理、運営等の検討を進める。		
見込まれる成果	白書に基づき、公共施設の現状分析・把握をすることで、より効率的な管理運営や適正な配置への活用が図られる。		
達成目標	平成23年度に(仮称)公共施設白書を作成し、以降施設の適正配置等の検討を行う。	目標値	平成23年度(仮称)公共施設白書の作成
年 次 計 画			
平成22年度		平成23年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の現状調査 		<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)公共施設白書の作成 	
		平成24年度	
		<ul style="list-style-type: none"> ・白書に基づく再配置の検討 	

取組みの基本方向	公共施設の計画的な整備・保全
----------	----------------

No.	50	委	H23
-----	----	---	-----

取組項目	児童厚生関連施設のあり方の見直し		所管局	健康福祉局
内 容	放課後子ども教室事業と放課後児童クラブ事業、また、こどもセンターと児童館は、子どもたちの居場所としての機能が重複する部分があることから、その役割について見直しを行い、望ましい児童厚生施設のあり方を検討する。			
見込まれる成果	機能が重複する部分の見直しを行うことにより、児童厚生施設の効果的・効率的な運営が図られる。			
達成目標	平成24年度から児童厚生施設の新しい運営を行う。	目標値	平成24年度に新しい運営体制を導入	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室モデル事業実施 ・パブリックコメントの実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）児童厚生施設計画の策定 ・アクションプランへの反映 		<ul style="list-style-type: none"> ・新しい運営体制の導入

取組みの基本方向	公共施設の計画的な整備・保全
----------	----------------

No.	51	局	
-----	----	---	--

取組項目	スポーツ施設における市民サービスの統合化		所管局	教育局
内 容	合併により、地域や施設で異なるスポーツ施設の管理方法と減免制度について、統合化を図る。			
見込まれる成果	全市的視点での一定のサービス提供が図られる。			
達成目標	平成24年度に、全市的に統合された適正な料金とサービスを提供する体制を確立する。	目標値	統合した施設の割合 H24：100%	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
<ul style="list-style-type: none"> ・統合的な管理水準と町制時減免の撤廃の検討実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・統合的な管理水準と町制時減免の撤廃の検討実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・全市的に統合された適正な料金とサービスを提供する体制を確立

取組みの基本方向	職員数の適正管理
----------	----------

No.	52	委	H23
-----	----	---	-----

取組項目	職員数の適正管理		所管局	総務局
内 容	市民ニーズへの的確な対応と質の高い行政サービスの提供に必要な人員を確保し、併せて事務事業の見直しや組織の再編等を行い、職員数の適正な管理を進める。			
見込まれる成果	「最少の経費で最大の効果」の理念に基づき、職員数を適正に管理することで、より効率的な行政運営が達成される。			
達成目標	職員体制の検証の結果を踏まえるとともに、地方への事務・権限の移譲の動向を見きわめ、平成23年度以降の人員配置に反映する。	目標値	平成23年度以降反映	
年 次 計 画				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
・職員体制の検証		・職員体制の検証 ・検証結果の反映	→	

取組みの基本方向	組織及び人事制度の見直し
----------	--------------

No.	53	局	
-----	----	---	--

取組項目	新たな職員評価制度の導入		所管局	総務局
内 容	能力・業績が処遇・給与に反映される新しい職員評価制度を導入する。			
見込まれる成果	評価を通じて、人材育成への活用や資質の向上を図ることで、より質の高い行政サービスが提供されるとともに職員の業績や能力等の評価を、給与上への処遇に反映させることにより、職員の更なるやる気の喚起及び組織の活性化が図られる。			
達成目標	評価結果を参考とした給与上の処遇への反映について、平成21年度から実施している勤勉手当への反映に引き続き、平成23年度から昇給への反映を実施する。	目標値	昇給反映率 H23:100%	
年 次 計 画				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
・評価の勤勉手当への反映			→	
・昇給の参考となる評価の実施	→	・反映開始	→	

取組みの基本方向	組織及び人事制度の見直し
----------	--------------

No.	54	局	
-----	----	---	--

取組項目	庁内分権の進展による管理部門の統合や縮小		所管局	総務局
内 容	事業実施部門における自主性・自立性の向上と責任体制の確立、意思決定や事業展開の迅速化といった局制導入の趣旨を踏まえ、これらの実現に必要となる権限について企画部門との連携を図りつつ、庁内分権を推進し、適宜、内部管理部門の職員数の見直しを行う。			
見込まれる成果	内部管理部門の職員数を削減し、市民サービスに直結する部門に職員を配置することにより、市民サービスの更なる向上が図られる。			
達成目標	内部管理部門（総務局及び企画市民局の企画部・財務部）の職員数を削減する。	目標値	内部管理部門の職員数の削減率 H22：▲8%（H21年度比）	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
・職員数削減実施		庁内分権の進展や民間活力の活用などの動向を踏まえつつ、内部管理部門の職員数の見直しを継続する。 <div style="text-align: right;">→</div>		

取組みの基本方向	組織及び人事制度の見直し
----------	--------------

No.	55	局	
-----	----	---	--

取組項目	課内室・小規模課の整理統合		所管局	総務局
内 容	簡素で効率的な組織づくりを進めるため、平成22年度組織改正において、特定事業を除き、課内室及び小規模課の整理統合を進める。			
見込まれる成果	簡素で効率的かつ機動性の高い組織が構築される。			
達成目標	組織改正により原則全ての課内室を廃止するとともに職員6人以下の小規模課（局総務室、まちづくりセンター、相模大野図書館、消防署の査察指導課及び東京事務所など政策的な意図等により設置を継続する課を除く）の見直しを行う。	目標値	対象となる課内室と小規模課（6人以下）の総数 H21：8課内室 ⇒ H22：0課内室 H21：17課 ⇒ H22：10課	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
・課内室、小規模課の整理統合実施・検証		・事務執行体制の確認・検証		・中期的視点での将来組織の検討

取組みの基本方向	組織及び人事制度の見直し
----------	--------------

No.	56	局	
-----	----	---	--

取組項目	発災時非常配備体制の充実		所管局	危機管理室
内 容	全市的な地震災害を想定し、市民と協働した危機管理体制の充実を図るため、再任用職員等を非常配備体制に組み入れる仕組みを構築し対応する。			
見込まれる成果	自主防災組織等、市民による避難所運営体制の確立に向け、バックアップを行う市の非常配備体制の充実が図られる。			
達成目標	平成22年度に仕組みを構築し、平成23年度から実践する。	目標値	再任用職員配備率 H23：100%	
年 次 計 画				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	・職員配備体制の見直し	・取組みの実践	→	

**<視点Ⅲ> 果敢に挑戦！
都市間競争を勝ち抜くための経営基盤の強化
(歳入の確保と歳出の抑制)**

<取組みの基本方向>

新たな増収策の推進

P.37

市税等収納の強化

P.40

市債発行の抑制

P.41

扶助費の見直し

P.41

特別会計の健全化

P.42

低未利用資産の活用等

P.43

取組みの基本方向	新たな増収策の推進
----------	-----------

No.	57	局	
-----	----	---	--

取組項目	企業立地の促進及び工業系産業用地の保全		所管局	環境経済局
内 容	新たな産業集積促進方策（新STEP50）に基づき、新たな都市づくりの拠点への企業立地促進をはじめ、市内30年立地企業の増改築促進、既存工業用地の継承、工業系地区計画の導入促進などに取り組む。			
見込まれる成果	先端産業の集積促進や既存工業用地の保全活用を図ることにより、市内産業の活性化と雇用の創出、ひいては長期的視点での税収増が図られる。			
達成目標	より強固な産業集積基盤を形成する。	目標値	企業立地件数 H24：7件	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
・ 条例の施行 ・ 支援策の実施		・ 支援策の実施		・ 支援策の実施

取組みの基本方向	新たな増収策の推進
----------	-----------

No.	58	局	
-----	----	---	--

取組項目	産業用地の早期創出		所管局	都市建設局
内 容	さがみ縦貫道路の（仮称）相模原、（仮称）城山インターチェンジ開設を踏まえ、産業用地の早期創出を図る。			
見込まれる成果	産業用地の早期創出が図られ、市内産業の活性化と雇用の創出により税収増が図られる。			
達成目標	平成21年度に事業手法を検討・確立し、早期の事業着手を目指す。	目標値	産業用地創出面積 H24：約21ha	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
組合設立の準備を進め、		組合設立・市街		化区域編入
→				

取組みの基本方向	新たな増収策の推進
----------	-----------

No.	59	局	
-----	----	---	--

取組項目	ネーミングライツ ^{*14} の導入		所管局	企画市民局
内 容	市で所有する施設等にスポンサー企業名等を付すネーミングライツを導入する。			
見込まれる成果	安定的な財源の確保と民間の資金・ノウハウ等を活用した魅力的な施設運営により、市民サービスの向上が図られる。			
達成目標	ネーミングライツ導入方針（案）に基づき、導入施設の検討を行い、平成22年度から導入を進める。	目標値	ネーミングライツ導入施設数 H23：1件以上	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
・ 制度導入		・ 導入実施		・ 拡大検討

取組みの基本方向	新たな増収策の推進
----------	-----------

No.	60	局	
-----	----	---	--

取組項目	行政財産の貸付（自動販売機・動画モニター）		所管局	企画市民局
内 容	平成21年度導入する動画モニター広告事業の対象施設の拡大を検討するとともに、公募等による自動販売機設置を推進する。			
見込まれる成果	行政財産の貸付により、貸付料の収入増が図られる。			
達成目標	平成21年度に構築する仕組みに基づき、動画モニター広告事業については平成21年度から、自動販売機については平成22年度から公募等の手法で実施する。	目標値	公募等による自動販売機設置数 H22：17台	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 動画モニター実施対象施設の拡大の検討 ・ 自動販売機設置の公募等実施 		・ 実施対象施設の拡大の検討		・ 検討結果の反映

取組みの基本方向	新たな増収策の推進
----------	-----------

No.	61	委	H22
-----	----	---	-----

取組項目	行政財産の貸付（市役所周辺駐車場）	所管局	企画市民局
内 容	市役所周辺の公共施設駐車場の管理運営に民間活力を活用（貸付）して、土・日・夜間等空き時間の有効活用などを行うことで増収を図る。		
見込まれる成果	行政財産の貸付により、貸付料の収入増が図られるとともに、管理運営経費の節減が図られる。		
達成目標	平成21年度に実施する調査・検討を踏まえ、事業の有効性や事業スケジュールも併せて検討する。	目標値	平成22年度に取組み方針を決定
年 次 計 画			
平成22年度		平成23年度	平成24年度
<ul style="list-style-type: none"> 取組み方針を決定 アクションプランへの反映 		<ul style="list-style-type: none"> 方針に基づく具体的方策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 方針に基づく推進

取組みの基本方向	新たな増収策の推進
----------	-----------

No.	62	局	
-----	----	---	--

取組項目	市営住宅敷地、道路・駐車場施設等の有効活用の推進	所管局	都市建設局
内 容	市営住宅敷地や道路・駐車場施設等への広告・自動販売機の設置などにより増収を図る。		
見込まれる成果	公有財産の有効活用により、収入増が図られる。		
達成目標	平成21～23年度に対象施設を選定し、平成23年度以降順次実施する。	目標値	市営住宅敷地、道路・駐車場施設等の有効活用施設数 H24：7箇所
年 次 計 画			
平成22年度		平成23年度	平成24年度
<ul style="list-style-type: none"> 検討、課題整理 対象施設の選定 事業者・広告主募集 		<ul style="list-style-type: none"> 検討、課題整理 対象施設の選定 事業者・広告主募集 自動販売機設置・広告等の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機設置・広告等の拡大

取組みの基本方向	市税等収納の強化
----------	----------

No.	63	局	
-----	----	---	--

取組項目	収納業務の一元化	所管局	企画市民局
内 容	諸収入金の徴収強化を中心とした「(仮称)収納対策課」を設置する。		
見込まれる成果	効率的で効果的な徴収事務が適正に執行され、収納力が強化される。		
達成目標	平成24年度までに「(仮称)収納対策課」を設置する。	目標値	別に定める収納率のとおり
年 次 計 画			
平成22年度		平成23年度	
<ul style="list-style-type: none"> 市税等徴収対策推進本部会議検討部会での検討 具体的な所掌事務の検討、組織の検討等 		<ul style="list-style-type: none"> 関係課との調整(滞納案件の移管等) 	
		平成24年度	
		<ul style="list-style-type: none"> 「(仮称)収納対策課」設置 取組みの実践 	

取組みの基本方向	市税等収納の強化
----------	----------

No.	64	局	
-----	----	---	--

取組項目	諸収入金の徴収強化	所管局	企画市民局
内 容	諸収入金に係る債権管理条例を制定し、市税以外の諸収入金の徴収を強化する。		
見込まれる成果	督促、強制執行、債権放棄等について規定した債権管理条例を制定することにより、諸収入金の徴収が強化されるとともに、公平性が確保される。		
達成目標	平成24年度までに債権管理条例を制定する。	目標値	別に定める収納率のとおり
年 次 計 画			
平成22年度		平成23年度	
<ul style="list-style-type: none"> 市税等徴収対策推進本部会議検討部会での検討 条例案の骨子検討 		<ul style="list-style-type: none"> 条例案の作成 	
		平成24年度	
		<ul style="list-style-type: none"> 条例の制定 	

取組みの基本方向	市債発行の抑制
----------	---------

No.	65	委	H22
-----	----	---	-----

取組項目	市債発行に関する制限値の設定		所管局	企画市民局
内 容	建設に係る市債、臨時財政対策債 ^{*15} を発行抑制の対象とし、市債の発行限度額と実質公債費比率 ^{*16} による発行抑制を行う。なお、平成23年度以降の発行限度額の設定は平成22年度に、新・相模原市総合計画の実施計画の内容及び政令指定都市移行後の標準財政規模 ^{*17} 等の推移を見極め、設定を行う。			
見込まれる成果	次の世代に過重な負担を残さず、また、弾力的な財政運営を持続できる。			
達成目標	平成22年度の市債発行額は、320億円以内とする。また、実質公債費比率について、8%以下を維持する。	目標値	平成22年度市債発行額 H22：320億円以内とする	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
<ul style="list-style-type: none"> 標準財政規模の積算 財政健全化指標^{*18}の検討 数値目標を設定し、アクションプランへ反映 		<ul style="list-style-type: none"> 目標値に基づく市債発行の管理 		<ul style="list-style-type: none"> 目標値に基づく市債発行の管理

取組みの基本方向	扶助費の見直し
----------	---------

No.	66	委	H22
-----	----	---	-----

取組項目	市単独事業等の扶助費 ^{*19} の見直し		所管局	健康福祉局
内 容	各扶助費について、対象者の所得要件や単価設定等、必要に応じた見直しを行う。			
見込まれる成果	扶助費全般を検証することにより、より必要性の高い事業への財源の割り振り等、効果的な扶助制度が確立される。			
達成目標	平成23年度から市単独事業等の扶助費の見直しの取組みを実施する。	目標値	平成22年度対象事業の検討に基づき 平成23年度から取組みを実施	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
<ul style="list-style-type: none"> 対象事業の検討 各事業別の作業スケジュール策定 アクションプランへの反映 		<ul style="list-style-type: none"> 取組みの実施 		<ul style="list-style-type: none"> 取組みの実施

取組みの基本方向	特別会計の健全化
----------	----------

No.	67	局	
-----	----	---	--

取組項目	国民健康保険事業特別会計 ^{*20} の健全化		所管局	健康福祉局
内 容	保険税収納率の向上対策や適切な保険税率の設定に努める。			
見込まれる成果	保険税収入の確保及び税負担の公平性が図られることにより、一般会計からの繰入金 ^が 抑制され、国民健康保険事業特別会計の健全化が図られる。			
達成目標	保険税収納率向上対策の実施と、隔年で保険税率の見直しを実施する。	目標値	一般会計からの繰入金決算額 (健全財政化調整分) H15:24億円 ⇒ H26:12億円	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
・ 保険税率の見直し				・ 保険税率の見直し
※今後、大規模な医療制度改正が行われた場合、改正内容を踏まえ本取組項目の見直しを行う				

取組みの基本方向	特別会計の健全化
----------	----------

No.	68	局	
-----	----	---	--

取組項目	下水道事業への地方公営企業法 ^{*21} の適用		所管局	都市建設局
内 容	公共下水道、市設置高度処理型浄化槽、農業集落排水施設の各事業について、企業会計方式を導入する。			
見込まれる成果	財務状況の透明化、統一的な経営指標による経営分析、事業評価を通じて、使用料算定の明確化、内部留保資金の確保が図られるとともに、コスト意識の向上と経営の改善が推進される。			
達成目標	平成24年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計方式を導入する。	目標値	平成24年度制度導入	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
・ 固定資産調査・評価 ・ 課題整理		・ 課題整理 ・ システム構築 ・ 条例・規則等の制定、改正		・ 導入

取組みの基本方向	特別会計の健全化
----------	----------

No.	69	委	H22
-----	----	---	-----

取組項目	一般会計からの負担基準の明確化と 特別会計健全化の推進	所管局	企画市民局
内 容	受益者負担の基準の見直しを通じて、特別会計への一般会計からの負担基準を明確化するとともに、特別会計全般について健全化に向けた取組みを実施する。		
見込まれる成果	特別会計としての独立採算でまかなうべき範囲が明らかになり、特別会計の健全化が図られる。		
達成目標	平成22年度に負担基準を明確化し、各特別会計における健全化目標を定める。	目標値	平成22年度目標設定
年 次 計 画			
平成22年度	平成23年度	平成24年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担の基準の明確化 ・各会計別検討の実施 ・アクションプランへの反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組みの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組みの実施 	

取組みの基本方向	低未利用資産の活用等
----------	------------

No.	70	局	
-----	----	---	--

取組項目	土地開発公社保有土地の取得計画の推進	所管局	企画市民局
内 容	「相模原市土地開発公社経営健全化計画」に基づき、①保有土地、②保有期間5年以上の長期保有土地、③供用済土地の簿価総額を縮減する。		
見込まれる成果	土地開発公社による先行取得用地の解消が図られ、市の債務負担が軽減される。		
達成目標	①市の標準財政規模に対する「保有土地の簿価総額」の比率を低減する。 ②市の標準財政規模に対する「保有期間5年以上の長期保有土地の簿価総額」の比率を低減する。 ③供用済土地の解消を進める。	目標値	①H19：16.8% ⇒ H22：15.5% ②H19：13.1% ⇒ H22：9.9% ③簿価総額 H19：5,800万円 ⇒ H22：0
年 次 計 画			
平成22年度	平成23年度	平成24年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・「経営健全化計画」に基づく、長期保有事業用地の買戻しの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画取組み結果の検証 		

取組みの基本方向	低未利用資産の活用等
----------	------------

No.	71	局	
-----	----	---	--

取組項目	代替地の処分計画の推進		所管局	企画市民局
内 容	「相模原市土地開発公社経営健全化計画」に基づき、代替地の処分計画を推進し、代替地の積極的な売却処分を行う。			
見込まれる成果	未利用地化している資産の有効活用が図られる。			
達成目標	平成24年度までに全用地を処分する。	目標値	簿価ベースでの代替地処分割合 H20：8% ⇒ H24：100%	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
・売却処分の実施		・売却処分の実施		・売却処分の実施

取組みの基本方向	低未利用資産の活用等
----------	------------

No.	72	局	
-----	----	---	--

取組項目	低未利用資産の活用		所管局	都市建設局
内 容	道路残地の管理の一元化及び処分・活用の促進を図り、活用が困難な箇所については、可能なものについてアダプト制度を利用した地域住民による管理を促進する。			
見込まれる成果	資産の適正管理や有効活用が図られるとともに、地域住民の愛着心や責任感が創出される。			
達成目標	平成21年度中に実施する道路残地調査に基づき、平成22年度から一般公表による売払いを実施する。なお、非一般公表地は地域住民による自主的な管理を行う。	目標値	道路管理課に移管された道路残地件数の処分・活用及びアダプト制度による活用割合 H24：30%	
年 次 計 画				
平成22年度		平成23年度		平成24年度
<ul style="list-style-type: none"> 一般公表の実施 アダプト制度候補地の選定及び地域住民への依頼 地域住民による自主的な管理 		<ul style="list-style-type: none"> 一般公表の実施 アダプト制度候補地の選定及び地域住民への依頼 地域住民による自主的な管理 		<ul style="list-style-type: none"> 一般公表の実施 アダプト制度候補地の選定及び地域住民への依頼 地域住民による自主的な管理

都市経営ビジョン・アクションプラン数値目標

市税等現年度収納率

■ 市税（国民健康保険税を除く）	98.3%（平成20年度）	⇒	98.5%（平成24年度）
■ 国民健康保険税	87.6%（平成20年度）	⇒	89.2%（平成24年度）
■ 保育料	97.5%（平成20年度）	⇒	98.3%（平成24年度）
■ 住宅使用料	98.1%（平成20年度）	⇒	98.5%（平成24年度）
■ 介護保険料	98.1%（平成20年度）	⇒	98.1%（平成24年度）

国民健康保険事業特別会計の一般会計からの繰入金（健全財政化調整分）の減額

- 平成15年度 24億円 ⇒ 平成26年度 12億円 に減額する

※平成22年度、他会計についても目標設定をする。

市債発行の抑制

- 市債発行額 平成22年度 320億円以内とする。
 - 実質公債費比率 平成22年度 8%以下を維持する
- ※平成23年度以降については、平成22年度に目標設定をする。

用語説明

* 1 アダプト制度 【あだぷとせいど】 (P 6 NO.04 関連)

市民や地元の企業等が行政管理者と合意書を交わして、公園や道路、河川等の公共空間を自発的に清掃・美化活動を行う制度。集まったごみの処理や取組みのサポートを行政が行う。

* 2 バイスタンダー (P 7 NO.05 関連)

救急現場に居合わせた人(発見者・同伴者)のこと。救急隊員等が到着するまでの間に、救命のための心肺蘇生法等の応急手当を行うことで救命率を格段に伸ばせる。

* 3 都市内分権 【としないぶんけん】 (P 7 NO.06 関連)

市民が主体的に、身近な地域の課題の抽出と解決に向けて取り組むことのできる仕組みづくりと、その仕組みに的確に対応し、身近で総合的な行政サービスを提供する拠点としての地域行政機構などの行政体制の整備を行う取組みなどをいう。

* 4 事業仕分け 【じぎょうしわけ】 (P 8 NO.07 関連)

国や自治体が行っている事業(行政サービス、政策立案事務などすべてを含む)を予算項目ごとに「そもそも」必要かどうか、必要ならばどこがやるか(官か民か、国か地方か)を公開の場で、担当職員と外部の評定者が議論して最終的に「不要」「民間」「国」「都道府県」「市町村」などに仕分けていく作業。

* 5 公益的法人等 【こうえきてきほうじんとう】 (P 10 NO.12 関連)

本市の出資率(資本金、基本金その他これらに準ずるものに対する市の出資、出えんの割合)が4分の1以上の法人、及び本市が継続的に人的又は財政的支援を行っている法人

* 6 利用料金 【りょうりょうきん】 (P 13 NO.18 関連)

施設を管理運営する団体が収入とすることができる施設の使用料で、指定管理者等の自主的な経営努力を促進する効果と地方公共団体の会計事務の効率化が可能となる。利用料金は、条例で定める範囲内で、指定管理者等が地方公共団体の承認を受けて定めることになる。

***7 指定管理者制度 【していかんりしゃせいど】** (P 1 3 NO.18 関連)

平成15年9月の地方自治法の改正により、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費を節減することを目的として導入された制度。従来、委託先が公共的団体等に限定されていた「公の施設」の管理運営について、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能となった。

本市では、平成16年度から主に住民サービスの向上等を目指して導入している。

***8 行政評価 【ぎょうせいひょうか】** (P 1 7 取組みの基本方向)

Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）というマネジメントサイクルの「評価－改善」に相当するもので、行政が行う施策や事業を「成果主義」の視点から客観的に評価・検証を行うとともに、その結果により明らかになった課題を迅速に次の計画等に反映していくこと。

***9 市民納得度調査 【しみんなっとくどちょうさ】** (P 1 8 NO.22 関連)

市民意識調査のひとつで、施策単位に「主な仕事」「効果の例」とともに「要した経費」を明らかにして、市民意識を問うもの。

***10 提案型公共サービス民営化制度** (P 2 0 NO.27 関連)

【ていあんがたこうきょうさーびすみんえいかせいど】

市が実施している事業を対象に、企業、NPOなどから委託・民営化の提案を募集し、コストとサービスの質を総合的に審査した上で市が実施するより市民にとってプラスと判断したものについて、提案に基づき委託・民営化を進める制度。

***11 パブリック・プライベート・パートナーシップ(PPP)**

(P 2 1 NO.28 関連)

財政負担の軽減とサービス水準の向上等を図るため、主にこれまで行政が計画・実行してきた公共サービス分野について、市民、企業、NPO、行政など多様な主体が企画段階から連携を図りながら、サービス提供を行うこと。広義では、「*10」の提案型公共サービス民営化制度を含むが、本プランにおいては、PPPは事業の企画段階からの公民連携を対象とするものと位置づけて、分類している。

***12 完全給食【かんぜんきゅうしょく】** (P 26 NO.39 関連)

給食内容が主食(パン・米飯等)、副食(おかず)、ミルクで構成される給食のことをいう。

***13 顧客主義【こきゃくしゅぎ】** (P 29 NO.45 関連)

市民をサービスを受ける権利を持つ顧客に位置づけ、その意見やニーズを把握し、満足度を最大にするサービスを目指すこと。

***14 ネーミングライツ** (P 38 NO.59 関連)

企業等がスポンサーになり、市の施設等に愛称として企業名、商品名等を付すこと。その対価を財源として、安定した施設運営と民間の資金・ノウハウ等の活用を通じた魅力アップによる市民サービスの向上を目指す。

***15 臨時財政対策債【りんじざいせいたいさくさい】** (P 41 NO.65 関連)

地方の一般財源不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる特例として発行される地方債。

***16 実質公債費比率【じっしつこうさいひひりつ】** (P 41 NO.65 関連)

地方債の元利償還金等(実質的な公債費)が財政に及ぼす負担を表す指標で、この比率が25%を超えると、健全化判断比率における早期健全化団体に、35%を超えると財政再建団体となる。

なお、平成18年度からの地方債協議制度の下では、実質公債費比率が18%を超える団体は、地方債の発行に際し、総務省の許可を要することとされた。

***17 標準財政規模【ひょうじゅんざいせいきぼ】** (P 41 NO.65 関連)

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

***18 財政健全化指標【ざいせいけんぜんかしひょう】** (P 41 NO.65 関連)

地方公共団体の健全化に資することを目的とした「財政健全化法」で、公表することが定められた指標で、「実質公債費比率」、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「将来負担比率」の4つの指標がある。

***19 扶助費 【ふじょひ】** (P 4 1 NO. 66 関連)

地方公共団体が生活保護法など各種法令に基づき支出する費用及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助に要する費用。

***20 特別会計 【とくべつかいけい】** (P 4 2 NO. 67 関連)

国民健康保険事業や下水道事業等の特定の事業におけるそれぞれの歳入・歳出を、一般会計の歳入・歳出と区別して経理するための会計。

***21 地方公営企業法 【ちほうこうえいきぎょうほう】** (P 4 2 NO. 68 関連)

地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取り扱いなどを規定する法律。この法律の適用を受けることで、発生主義の複式簿記を採る企業会計方式に変更となる。

相模原市 企画市民局 企画部 経営監理課

〒252-5277: 神奈川県相模原市中央区中央2-11-15

電話: 042-769-9240 ファクシミリ: 042-754-2280

E-mail: keieikanri@city.sagamihara.kanagawa.jp